

## 令和4年度12月補正予算案等の概要

### I 補正予算案について

国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」等を踏まえ、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

#### 1 歳入・歳出補正予算案の概要

##### (1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの 累計額	12月補正予算額	12月 予算 現計額	(参考) 4年度12現/ 3年度12現
一般会計	24,206.62	224.76	24,431.39	87.2
特別会計	21,164.84	—	21,164.84	103.4
企業会計	1,598.36	—	1,598.36	107.0
計	46,969.84	224.76	47,194.60	94.4

##### (2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの 累計額	12月補正予算額	12月 予算 現計額
地方交付税	1,287.79	22.07	1,309.86
国庫支出金	4,899.14	169.30	5,068.44
県債	1,719.80	33.38 <sup>※</sup>	1,753.18
その他	16,299.89	0.00	16,299.89
計	24,206.62	224.76	24,431.39

※ 県債は全て臨時財政対策債

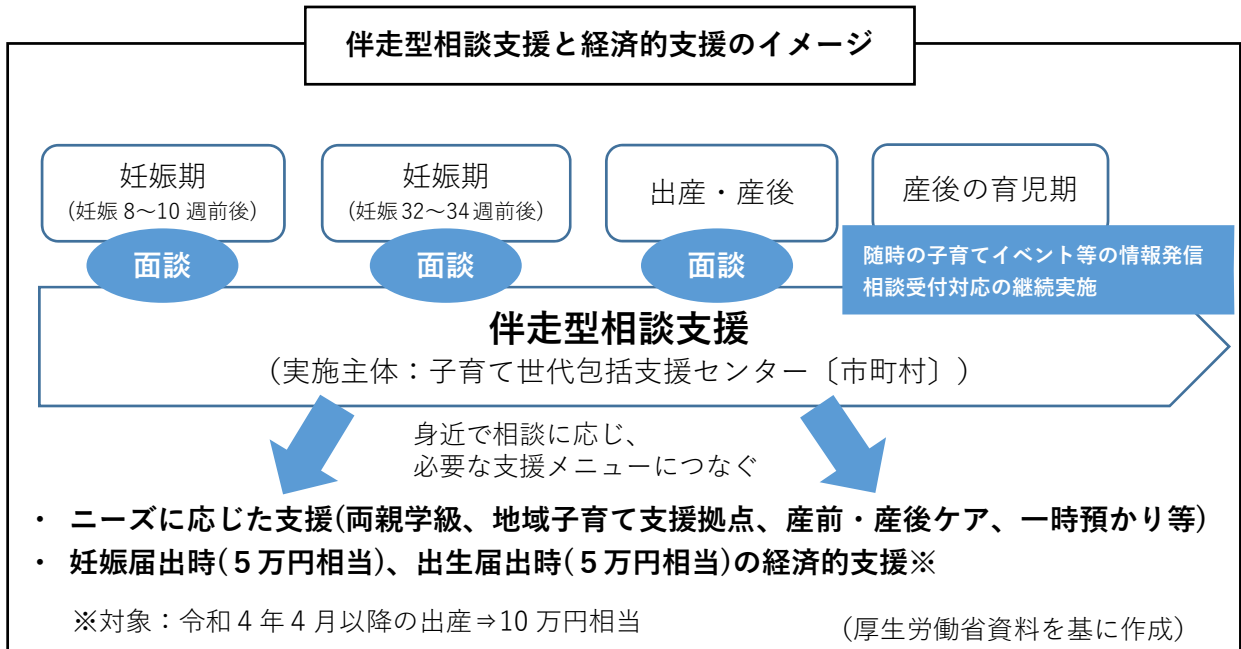
(注) 計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

## 2 補正予算案の内容

### ㊦ 出産・子育て応援事業費補助

110億6,000万円

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠期から出産・子育てまでの一貫した伴走型相談支援の充実と、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等への経済的支援を、一体として実施する市町村に対して補助する。



[健康医療局保健医療部健康増進課長 電話 045-210-4770]

### 一部 ㊦ 子どもの安心・安全対策の推進

13億8,888万円

幼稚園等に通う子どもの安全を守るため、送迎用バスの安全装置の装備など施設設置者が講じる安全対策の強化に要する費用に対して補助等を行う。

補助対象事業	補助対象施設	補助上限(補助率)
㊦ 送迎用バスの安全装置の装備に係る支援	【義務化施設】 幼稚園※ <sup>1</sup> 、特別支援学校、 認可外保育施設、障害児通所支援事業所	市場価格を踏まえ設定 (定額)
	【義務化されない施設】 小学校、中学校、 中等教育学校(前期課程)、各種学校	
一部 ㊦ 登園管理システムの導入支援	【新規】 幼稚園※ <sup>1</sup> 、特別支援学校幼稚部、障害児通所 支援事業所	70万円/施設 (4/5)
㊦ ICTを活用した子どもの見守り支援	【補助率等の拡充】 認可外保育施設※ <sup>2</sup>	20万円/施設 (4/5)

※1 幼稚園型認定こども園を含む。

※2 ICTを活用した子どもの見守り支援は新規

[福祉子どもみらい局総務室企画調整担当課長 電話 045-210-3620]

[教育局行政部財務課長 電話 045-210-8100]

○ 観光需要喚起策実施事業費

63 億 5,153 万円

新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ観光需要を喚起するため、神奈川県内の旅行に対する割引である全国旅行支援「いざ、神奈川！（第2弾）」を実施する。

実施時期	年明け以降（今後の感染状況の動向を踏まえつつ、国発表後に決定）		
対象者	神奈川県民含む 47 都道府県の居住者		
割引内容	区分	割引率	割引上限額 （1人あたり）
	宿泊旅行	旅行代金総額の 20%	交通付 5,000 円／泊 その他 3,000 円／泊
	日帰り旅行		3,000 円
地域クーポン 平日：2,000 円 休日：1,000 円			
※ワクチン接種済証や陰性証明の確認を行う可能性があります。			

[国際文化観光局観光課長 電話 045-210-5760]

○ 繰越明許費の設定

事業名	繰越明許費 設定額
出産・子育て応援事業費補助	110 億 6,000 万円
子どもの安心・安全対策の推進	13 億 8,848 万円
観光需要喚起策実施事業費	63 億 5,153 万円

※ 繰越明許費

年度内に支出が終わらない見込みの経費について、予算で定めることにより、翌年度に繰り越して使用することができるもの

[健康医療局保健医療部健康増進課長 電話 045-210-4770]

[福祉子どもみらい局総務室企画調整担当課長 電話 045-210-3620]

[教育局行政部財務課長 電話 045-210-8100]

[国際文化観光局観光課長 電話 045-210-5760]

○ 人事委員会勧告への対応

36 億 7,636 万円

「令和4年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告」を受けた給与改定に対応するため、給与費の増額を行う。

[知事部局 総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

[教育委員会 教育局行政部教職員企画課長 電話 045-210-8130]

[警察本部 警察本部警務部警務課 課長代理 電話 045-211-1212(内線 2611)]

## II 条例案について

### 1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 改 正	7 件
計	7 件
(参考)12月補正予算	1 件
合 計	8 件

### 2 条例案の概要

#### 【条例の改正】

- 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例  
知事等の期末手当の支給割合について、国の指定職(事務次官・本省局長等)との均衡を考慮するなど、所要の改正を行う。  
[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]
  
- 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
県議会議員の期末手当の支給割合について、職員の期末・勤勉手当と同様の引上げを行うなど、所要の改正を行う。  
[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]
  
- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当の取扱いを見直すなど、所要の改正を行う。  
[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]
  
- 職員給与等の改正を行うもの3条例  
人事委員会の勧告等を勘案し、職員の給料表の改定を行うなど、所要の改正を行う。
  - ① 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例
  - ② 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
  - ③ 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]
  
- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例  
総括校長の職の設置に伴い、所要の改正を行う。  
[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

## 問合せ先

---

### I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

副課長 馬淵 電話 045-210-2251

予算編成グループ 稲田 電話 045-210-2262

### II 条例案について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 小泉 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 吉田 電話 045-210-3022